

障害者支援施設ローゼンヴィラ藤原（短期入所） 運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人千葉県福祉援護会（以下「法人」という。）が設置する障害者支援施設ローゼンヴィラ藤原（以下「事業所」という。）において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく指定障害福祉サービスの短期入所（以下「短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な短期入所の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものとする。

2 短期入所の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な短期入所の提供ができるよう努めるものとする。

3 短期入所の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前三項のほか、法及び「船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和5年6月30日船橋市条例第24号、以下「条例」という。）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第3条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な管理体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

2 事業者は、虐待防止に関する責任者を設置し、虐待を防止するための対策を検討する委員会を開催する。また、職員に対し、虐待防止に関する研修を実施し、虐待の事実を防止する措置を講じるものとする。

（身体拘束の禁止）

第4条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等の適正化対応策に関する担当

者を設置し、対策を検討するための委員会を開催する。また、職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を実施し、適正化に向けた措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第5条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 障害者支援施設ローゼンヴィラ藤原
- (2) 所在地 千葉県船橋市藤原8丁目17番1号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。なお、

(4)、(5)、(6)の総数は、厚生労働省の定める基準を下回らない範囲とする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている施設障害福祉サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 2名以上(1名以上は常勤)

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。

- (3) 医師 1名以上

医師は、利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。

- (4) 看護師 1名以上

看護師は、利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

- (5) 生活支援員 23名以上(常勤換算)

生活支援員は、必要な日常生活上の支援を行うとともに、利用者支援の企画ならびに実施、家族及び地域社会の各種相談に関することに従事する。

- (6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1名以上

利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。(配置が困難な場合は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師を機能訓練指導員として配置するものとする。)

- (7) 栄養士 1名以上(1名以上は常勤)

栄養士は、利用者の栄養状態を把握し、利用者に対する栄養指導を行う。

(利用定員)

第7条 事業所の利用者の定員は、1日あたり10人とする。

ただし、一時的に入所定員が満たない場合であって、入所者の処遇に支障がない場合は、入所者の処遇に利用されていない居室の全部又は一部を用いて短期入所を行うことができるものとする。

(短期入所を提供する主たる対象者)

第8条 事業所において短期入所を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者（18歳未満の者を除く）
- (2) 障害児（18歳未満の者）

（短期入所の内容）

第9条 事業所で行う短期入所の内容は、次のとおりとする。

- (1) 相談援助
- (2) 食事の提供及び栄養管理
- (3) 日常生活に関わる支援
- (4) 健康管理
- (5) 送迎

（利用者から受領する費用の額等）

第10条 指定短期入所を提供した際には、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。

3 前2項のほか、次に定める費用については、支給決定障害者等から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

- (ア) 1日につき1,574円（うち食材料費等933円）
- (イ) 朝食 1食につき 413円（うち食材料費等255円）
- (ウ) 昼食 1食につき 581円（うち食材料費等339円）
- (エ) 夕食 1食につき 580円（うち食材料費等339円）

ただし、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等（低所得利用者という。）に対して食事の提供を行った場合は、上記該当食材料費に加えて、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額（厚生労働大臣が定める額の百分の10）の支払いを受けるものとする。

(3) 居室に係る光熱水費 1日につき320円

(4) 日用品費の実費

(5) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第11条 通常の送迎の実施地域は、船橋市西部（旭町・東町・市場・印内・印内町・海

神・海神町・海神町西・海神町東・海神町南・葛飾町・金杉・金杉台・金杉町・上山町・北本町・行田・行田町・古作・米ヶ崎・栄町・潮見町・芝山・新高根・駿河台・高瀬町・高根町・中野木・夏見・夏見台・夏見町・西浦・西船・飯山満町・浜町・東中山・東船橋・日の出・藤原・本中山・山手・山野町・若松）及び鎌ヶ谷市の一部（道野辺・東道野辺・西道野辺・中沢・東中沢・馬込沢）、市川市の一部（柏井町）とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。

（入居に当たっての留意事項）

第12条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- (2) 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合は賠償するものとする。
- (3) その他この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第13条 現に短期入所の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第14条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員並びに利用者及びその家族に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な研修・訓練を行うものとする。
- 3 事業所は、地震その他の非常災害に備え、事業所の利用者のために、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 事業所は、非常災害に関する訓練にあたって、可能な限り地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理等）

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適切に行う。

2 事業所は、感染症対策に関する担当者を設置し、事業所内において感染症または食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置する。委員会は利用

者の状況など、事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回開催するとともに、感染症が流行する時期においては必要に応じ随時開催する。

- 3 事業所は、感染症が発生した際に事業を継続するための計画等を策定し、職員に対して年2回、研修・訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第16条 提供した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した短期入所に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により千葉県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは短期入所事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等またはその家族からの苦情に関して市町村又は、千葉県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、千葉県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法第83条(昭和26年法律第45号)に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(地域生活支援拠点として担う機能)

第17条 船橋市地域生活支援拠点等の短期入所の機能を担う事業所として、地域生活支援拠点における緊急時の受け入れ及び対応を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 継続研修 事業計画に基づき実施

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者等に対する短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程及び条例に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

平成20年	4月	1日	一部改正
平成21年	4月	1日	一部改正
平成22年	6月	1日	一部改正
平成24年	10月	1日	一部改正
平成25年	4月	1日	一部改正
令和元年	12月	1日	一部改正
令和4年	4月	1日	一部改正
令和5年	1月	1日	一部改正
令和6年	3月	1日	一部改正
令和7年	12月	1日	一部改正